

第7回札幌市介護保険事業計画推進委員会 (第8期) 説明資料等

【協議の部】

● 札幌市高齢者支援計画2024（案）について

資料 1	札幌市高齢者支援計画2024について（概要）	1
資料 2	札幌市高齢者支援計画2024（未定稿）※第5章まで.....	別添
資料 3	次期計画における被保険者数、要介護（支援） 認定者数、各サービス利用者数の推計について	3
資料 4	次期計画における主な介護保険施設等の整備目標	10
資料 5	第9期（令和6～8年度）第1号介護保険料 段階設定について	11

札幌市高齢者支援計画 2024（案）について（概要）

未定稿

第 1 章 計画策定にあたって

計画の概要

- 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を目指し、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「認知症施策推進計画」を一体的に策定することにより、高齢者支援施策の総合的な推進と円滑な実施を目指すもの
- 老人福祉法、介護保険法、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく計画
- 第 2 次札幌市まちづくり戦略ビジョンにおける重要概念の 1 つである「ウェルネス」の推進にも資する個別計画であり、ビジョンの基本的な方向に沿った高齢保健福祉分野の事業計画
- 札幌市地域福祉社会計画、障がいや医療分野の個別計画との連動、さらに北海道が策定する「北海道高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」等とも整合性を確保
- 孤独・孤立対策や家族介護者（ケアラー）支援について、関連計画と共通の理念を盛り込む
 - ※高齢者保健福祉計画・・・老人福祉事業の供給体制の確保に関して必要な事項を定めるもので、老人福祉法に基づき策定
 - ※介護保険事業計画・・・介護サービスや地域支援事業の量と費用を推計し、第 1 号保険料額を設定するもので、介護保険法に基づき 3 年を 1 期として策定
 - ※認知症施策推進計画・・・認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するもので、認知症基本法に基づき策定

計画の期間

令和 6 年度から令和 8 年度まで（3 年間）

第 2 章 前計画の取組状況

前計画の指標の達成状況

- 家族介護者の介護負担を示す指標は、概ね横ばいで、半数近くの家族介護者が介護になんらかの負担を感じており、介護保険サービスのみならず、地域の支え合いなど、家族介護者の孤立を防ぐ地域づくりを進めていく必要がある。
- 高齢者の社会参加や主体的な地域活動への参画に関する指標は、目標値を下回り、コロナ禍における影響が考えられる。今後は高齢者が積極的にかつ主体的に社会参加できるようなきっかけづくりや仕組みを構築していく必要がある。
- 困りごとの相談先がないという指標は、概ね横ばいとなっており、相談先の周知はもとより、高齢者一人ひとりに寄りそった支援を展開していく必要がある。
- 介護予防活動の指標や健康を自覚する高齢者の割合は、ともに目標を達成しておらず、コロナ禍の影響が考えられ、感染症の状況も踏まえながらの介護予防や健康づくりの展開が求められる。
- 認知症サポーターの養成数は目標を大きく上回り、令和 5 年 6 月に成立した認知症基本法を踏まえ、活動の場を拡げ、認知症の方と家族にやさしい地域づくりを一層進める必要がある。認知症相談先の認知度は、目標を上回っているが十分とはいえないため、引き続き周知に努めていく必要がある。
- 介護人材の確保と業務効率化の取組及び災害・感染症対策の体制整備に係る指標については、目標を達成したのものもあるが、達成状況が途上のものもあり、様々な機会を捉え、多様な手法で介護サービス事業者へ継続的に支援を行っていくことが必要。
- 保険給付の適正化に資する指標は目標を達成しておらず、引き続き持続可能な介護保険制度の運営に努めていく必要がある。

第 3 章 高齢者を取り巻く現状と課題

現 状	課 題
《高齢者人口や世帯などの状況》 <ul style="list-style-type: none"> 札幌市の高齢化率 R4.10 28.2% 高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の増加が続く 道内他市町村からの転入高齢者が概ね 2,000 人／年超で推移 75 歳以上の転入者の割合が多い傾向が続く 	<ul style="list-style-type: none"> 今後特に 75 歳以上の後期高齢者の増加が著しく、増大する支援ニーズに持続的に対応していくサービスや支援体制の在り方について検討が必要

現 状	課 題
《高齢者の心身の状況と活動状況》 <ul style="list-style-type: none"> 平均寿命と平均余命は延伸傾向 多くの高齢者が健康を自覚し、健康維持を意識 コロナ禍の影響で身体機能が低下 口腔機能にリスクを抱える高齢者が多い 介護予防のために何をすればよいかわからない高齢者が多い 社会参加の機会が不足と感じる高齢者が多い 体力・健康面の不安で地域活動に不参加の方が増加 就業意欲は高いが、有業率は低い 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍でフレイル状態となる高齢者が増加し、積極的な介護予防活動の展開が必要 元気な高齢者の割合が高いが、介護ニーズの高い高齢者も増加していくため、介護予防のさらなる推進と健康寿命の延伸に努める必要 心身の活性化や生きがいにつながり、健康寿命の延伸に有効な社会参加の拡大や促進が必要であり、介護予防や担い手確保の観点からもニーズに即した社会参加の機会拡大が重要
《高齢者の生活と支援体制》 <ul style="list-style-type: none"> 頼る相手がいないひとり暮らし高齢者が多い 有事の際に頼れる人がいない高齢者が 1 割弱 在宅生活の継続を希望する高齢者、最期を自宅で迎えたい高齢者が多い 孤立死を心配する高齢者が一定数いる 在宅における医療的ケアのニーズが増大 事業者が看取りを援助する条件として医療との連携が重要 	<ul style="list-style-type: none"> 身近な地域でニーズに即した相談・支援体制を強化する必要がある 公的サービスに加え地域でのサービス提供主体の拡充と連携強化に努める必要がある 災害や感染症流行に備え、平時からの備えを市民一人ひとりが我が事として捉え検討する必要がある より一層の医療・介護連携の推進が必要
《家族介護者の状況》 <ul style="list-style-type: none"> 主な介護者の 6 割が家族で 60 代が最多 家族介護者の半数以上が介護に負担を感じ、特に認知症の方の家族介護者は負担を感じる割合、負担感とも強い 介護離職者や、介護と仕事の両立に困難を感じる人が一定数存在し、特に認知症高齢者の家族介護者は両立、継続が困難と考える傾向 	<ul style="list-style-type: none"> 1 人の家族介護者に係る負担の増大が見込まれ、必要なサービスのタイムリーな提供が必要 介護の悩みを家族で抱え込まないよう相談支援体制の充実強化が必要
《認知症高齢者の状況》 <ul style="list-style-type: none"> 高齢者の 9 人に 1 人が認知症 認知症高齢者はさらに増加 認知症の方は偏見を持たれやすい傾向 約 8 割の高齢者が認知症予防に取り組んでいる 地域の目が徘徊認知症高齢者の早期発見に重要 症状が進行してからの相談対応が多い 被虐待者に認知症高齢者が多い 	<ul style="list-style-type: none"> 認知症に関する市民理解を進め、共生社会の推進に向けた取組の充実が必要 認知症予防の情報提供や、認知症になっても孤立せず安心して暮らせる取組が必要 個々の認知症の方の状況に応じたサービスを提供できる支援体制の整備、事業所職員等の介護サービスの質の向上を図ることが必要
《要介護・要支援認定者と介護サービスの状況》 <ul style="list-style-type: none"> 第 1 号被保険者の約 7 人に 1 人がサービスを利用 全国より要介護等認定率が高く、要支援認定者の割合が多い 要介護等認定者には生活習慣病などの疾患が多い 要介護度が重度の方ほど前回判定より悪化しやすい 全国と比べ要支援認定者のサービス利用率が低い サービス未利用者のうち 7 割は全く利用経験なし 利用未経験者の多くは「お守り認定」 	<ul style="list-style-type: none"> 要介護等高齢者の増加を見据え、持続可能な介護保険制度の運営に取り組む必要 適切なケアマネジメントにより要介護状態の悪化防止が必要 介護保険サービスのみならず多様な方法で介護予防に取り組める地域づくりを進める必要がある 様々な生活支援ニーズに応じた包括的支援が求められる 地域住民の主体的な支え合いを育み、共生社会の実現に向けた地域づくりの推進が重要
《介護サービス提供事業者の状況》 <ul style="list-style-type: none"> 約半数のサービス事業者がさらに職員が必要と考える 職員の離職理由として多いのは職場の人間関係 生産性向上や業務効率化に AI・ICT 機器を活用 介護サービス提供に伴う事務量の多さに負担感 介護サービスのニーズが今後も増加 災害や感染症に対応した体制整備はなお途上 	<ul style="list-style-type: none"> 制度の根幹であるケアマネジメントや介護サービスの質の向上に取り組む必要 サービス提供の基盤整備と人材確保を両輪として進める必要があり、担い手の発掘や業務効率化に取り組む必要 災害や感染症流行に備えた事業者の体制整備等に平時からの備えが必要
《介護保険制度運営の現状と今後の展開》 <ul style="list-style-type: none"> 総人口の減少、少子高齢化がますます進み、高齢者、要介護等認定者数は増加 保険給付費は増加見込み 	<ul style="list-style-type: none"> 適切かつ自助・互助・共助・公助のバランスを考慮した持続可能な制度運営が必要 給付適正化、サービスの質の向上に取り組む必要

第4章 計画の基本目標

基本目標

いくつになっても 住み慣れた地域で
希望と生きがいを持って 自分らしく暮らし続けることができるまちづくり

前計画までの基本目標の方向性を継承しながら、少子高齢化や超高齢社会を見据えた共生社会の実現に向けて一部見直し。認知症基本法の成立や本市の高齢者の健康寿命延伸の取組を踏まえ、「希望」と「生きがい」を持って、「自分らしく」暮らし続けることができるまちづくりを目指す。

第5章 施策の体系と展開

〈視点1〉安心して住み続けられる生活環境の整備

方向性

- 施設サービスなど介護サービスの提供体制の整備を推進
- 住み慣れた地域で最期まで暮らし続けられる環境整備
- 自然災害や感染症流行に市民や支援機関が日頃から備える必要

主な取組

○施策1 介護サービス等の充実

- | | |
|-----------------------|-----------------------|
| ・特別養護老人ホームの整備 | ・介護保険施設等開設準備経費補助事業の実施 |
| ・認知症高齢者グループホームの整備 | ・サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 |
| ・特定施設入居者生活介護（特定施設）の整備 | ・住宅確保要配慮者居住支援事業の実施 |
- 拡大・強化

○施策2 高齢者が暮らしやすい環境づくり

- | | |
|------------------------------|-------------------|
| ・「札幌市バリアフリー基本構想」に基づくバリアフリー整備 | ・福祉のまち推進センター活動の支援 |
| ・民間公共施設バリアフリー化推進のための財政的支援 | ・福祉のまちづくり推進会議の開催 |

○施策3 災害・感染症への備えの強化

- | | |
|-------------------------|-----------------------------|
| ・個別避難計画の作成の推進 新規 | ・災害医療体制整備事業の実施 拡大・強化 |
| ・要配慮者二次避難所（福祉避難所）の確保 | ・災害時における支援の推進 拡大・強化 |

〈視点2〉地域共生社会の実現に向けた支援体制の充実・連携強化

方向性

- 高齢者が身近な地域でニーズに即した相談、支援が受けられる体制の強化
- 多様なニーズに対応できるよう、地域における多様なサービスの提供主体の拡充と連携強化に努める
- 家族介護者の介護負担を軽減し、地域社会全体で孤立を防ぎ支えていく

主な取組

○施策4 相談・見守り体制の充実・強化

- | | |
|-------------------------------|---------------------|
| ・地域包括支援センターの機能強化 拡大・強化 | ・民間事業者等との見守り連携協定の締結 |
| ・介護予防活動の充実 | 拡大・強化 |

○施策5 支援機関の機能とネットワークの強化

- | | |
|-----------------------------------|----------------------------------------------------|
| ・支援調整課の設置 拡大・強化 | ・さっぽろ医療計画推進事業の実施 |
| ・区役所における総合的・横断的な相談対応 拡大・強化 | ・地域共生医療推進事業の実施 拡大・強化 |
| ・在宅医療・介護連携推進事業の実施 | ・ひきこもりや8050等の孤独・孤立問題への対応に向けた支援機関の連携強化 拡大・強化 |

〈視点3〉高齢者がいつまでも自分らしく生活できる地域づくり

方向性

- 身近な地域で介護予防に取り組むことができるよう、介護予防の普及啓発を進めるとともに、専門職と連携した効果的な介護予防活動を充実
- 高齢者が社会で役割を持って活躍できる環境整備や、介護予防・健康づくりを強化し健康寿命の延伸を図る
- 様々なニーズを有する高齢者の生活を支える生活支援サービスが利用できる環境整備の推進

主な取組

○施策6 介護予防活動の推進

- | | |
|-----------------------------------|---------------------|
| ・介護予防活動の充実 | ・オーラルフレイル及び低栄養予防の推進 |
| ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 拡大・強化 | 拡大・強化 |

○施策7 高齢期の健康づくりと社会参加による健康寿命延伸

- | | |
|---------------------------|-------------------------------|
| ・高齢者健康寿命延伸事業の実施 新規 | ・国民健康保険加入者の生活習慣病重症化予防 |
| ・老人クラブへの活動支援 拡大・強化 | ・心のバリアフリー推進事業の実施 |
| ・後期高齢者健康診査及び特定健康診査の実施 | ・シニアワーキングさっぽろの開催 拡大・強化 |

○施策8 生活支援の拡充

- | | |
|---------------------|----------------|
| ・介護予防・日常生活支援総合事業の推進 | ・生活支援体制整備事業の実施 |
|---------------------|----------------|

〈視点4〉認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

方向性

- 認知症の方と家族等が安心して暮らせるよう、認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発、自立した日常・社会生活のためのバリアフリー化や地域における見守り体制の整備を推進
- 認知症の方が生きがいや希望を持って暮らせるよう、社会参加の機会の確保や権利利益の保護、家族介護者を含めた早期相談・支援体制の充実強化を図る
- 個々の認知症の方の状況に応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスを切れ目なく提供するネットワークを構築し、必要な介護サービスを整備することで認知症の方とその家族を支える

主な取組

○施策9 認知症に対する市民理解の推進

- | | |
|-------------------------|------------------|
| ・認知症サポーター養成講座の実施 | ・認知症カフェの支援 |
| ・認知症に関する相談窓口の周知 | ・認知症市民向け啓発の実施 |
| ・チームオレンジの体制整備 新規 | ・認知症キャラバン・メイトの育成 |

○施策10 認知症の方と家族への支援体制の整備

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ・介護予防活動の充実 | ・認知症カフェの支援 |
| ・チームオレンジの体制整備 新規 | ・男性介護者の交流会（ケア友の会）の開催 |

○施策11 関係職員の資質向上及び医療と介護の連携強化・ネットワークの構築

- | | |
|------------------|---------------------------|
| ・認知症支援事業推進委員会の開催 | ・在宅医療・介護連携推進事業の実施 |
| ・認知症医療・支援体制の充実 | ・在宅医療・介護連携推進事業に関する相談窓口の運営 |

〈視点5〉超高齢社会においても持続可能な制度運営

方向性

- 介護保険制度の根幹であるケアマネジメントや、各種介護保険サービスの質の向上に引き続き取り組む
- 公平、公正で安定的な介護保険制度の運営のため、担い手減少下においても介護サービスの質が維持できるよう、介護人材の確保・定着や介護現場の負担軽減を図る

主な取組

○施策12 安定的な介護保険サービスの提供と質の向上

- | | |
|----------------|--------------------------|
| ・縦覧点検・医療情報との突合 | ・高額介護サービス費等の申請勧奨と支給 |
| ・ケアプラン点検の実施 | ・介護サービス事業者への指導及び指導事項等の周知 |

○施策13 担い手の確保と業務効率化の推進

- | | |
|-------------------------|-------------------------|
| ・介護現場の生産性向上支援 新規 | ・リーダー・育成担当者向けのフォローアップ研修 |
| ・介護認定審査会の簡略化による業務効率化推進 | ・若年層に対する介護のイメージアップ啓発 |

次期計画における
「被保険者数」
「要介護(支援)認定者数」
「各サービス利用者数」
の推計について

※ ここで示す数値は現時点での推計値であり、
今後の実績や財政当局の査定の状況により変更が
ありうる。

被保険者数の見込み

被保険者数は住民基本台帳人口とほぼ一致しているため、次期計画期間の被保険者数は、住民基本台帳人口を基礎として推計しています。

(単位:人、各年10月1日現在)

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者	555,932	561,967	569,358	578,055	670,000
65～74歳	265,159	255,808	248,375	243,775	284,000
75歳以上	290,773	306,159	320,983	334,280	386,000
第2号被保険者 (40～64歳)	693,523	693,712	693,684	693,244	590,000
合計	1,249,455	1,255,679	1,263,042	1,271,299	1,260,000

※ 札幌市保健福祉局高齢保健福祉部推計
(令和22年度(2040年度)は札幌市まちづくり政策局推計)

要介護(支援)認定者数の見込み

要介護(支援)認定者数については、「5歳きざみの年齢区分における各要介護度出現率の推移」と「各年齢区分の人口の推移」を踏まえて推計しています。

(単位:人、各年10月1日現在)

	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
第1号被保険者の 認定者数	117,799	120,010	122,751	126,392	171,847
要支援1	23,248	24,299	25,334	26,379	33,574
要支援2	18,578	18,895	19,216	19,724	25,771
要介護1	28,264	28,692	29,201	29,942	41,190
要介護2	17,341	17,432	17,656	18,072	25,044
要介護3	11,084	11,315	11,615	12,005	17,148
要介護4	11,826	11,881	12,130	12,456	18,079
要介護5	7,458	7,496	7,599	7,814	11,041
第2号被保険者の 認定者数	1,969	1,961	1,950	1,945	1,656
要支援1	207	188	187	187	158
要支援2	330	348	348	349	297
要介護1	410	411	412	412	351
要介護2	393	379	367	364	311
要介護3	222	232	233	234	199
要介護4	208	215	216	213	181
要介護5	199	188	187	186	159
合計	119,768	121,971	124,701	128,337	173,503

※ 札幌市高齢保健福祉部推計

居宅サービスの見込み量

居宅サービス(施設・居住系サービスに含まれるものを除く)の見込み量は、それぞれの利用率の推移などを踏まえて推計しています。

(単位:人/月、年度平均利用者数)

	実績	見込み	推計			推計
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
訪問介護	15,222	15,527	15,685	15,936	16,317	23,317
訪問入浴介護	653	657	663	684	715	1,066
訪問看護	12,537	13,389	14,046	14,767	15,302	21,879
訪問リハビリテーション	2,066	2,243	2,395	2,485	2,564	3,686
居宅療養管理指導	20,987	22,899	24,465	25,730	26,506	38,422
通所介護	13,591	14,595	15,388	16,179	16,882	23,811
通所リハビリテーション	4,694	4,984	5,127	5,303	5,539	7,866
短期入所生活介護	1,913	2,098	2,206	2,288	2,342	3,380
短期入所療養介護	477	607	649	666	695	1,011
福祉用具貸与	28,638	29,729	30,587	31,640	33,038	47,461
福祉用具購入	406	436	463	471	478	682
住宅改修	333	308	360	382	388	528
居宅介護支援	40,706	41,933	42,805	43,935	45,506	64,699

介護予防サービスの見込み量

介護予防サービス(施設・居住系サービスに含まれるものを除く)の見込み量は、それぞれの利用率の推移などを踏まえて推計しています。

(単位:人/月、年度平均利用者数)

	実績	見込み	推計			推計
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
介護予防訪問入浴介護	1	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,942	2,050	2,126	2,225	2,359	3,037
介護予防訪問リハビリテーション	360	482	554	567	585	753
介護予防居宅療養管理指導	1,210	1,430	1,628	1,673	1,727	2,219
介護予防通所リハビリテーション	2,055	2,239	2,366	2,497	2,645	3,395
介護予防短期入所生活介護	80	92	100	102	105	136
介護予防短期入所療養介護	11	23	24	24	25	32
介護予防福祉用具貸与	7,949	8,532	9,063	9,600	10,060	12,946
介護予防福祉用具購入	198	231	253	260	269	346
介護予防住宅改修	253	240	295	286	293	363
介護予防支援	10,883	11,625	12,251	12,869	13,550	17,419

施設・居住系サービスの見込み量

施設・居住系サービスの見込み量は、施設・居住系サービスの整備水準や、それぞれの利用率の推移などを踏まえて推計しています。

(単位:人/月、年度平均利用者数)

	実績	見込み	推計		
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人福祉施設	6,012	6,113	6,327	6,513	6,699
地域密着型 介護老人福祉施設	299	290	290	290	290
介護老人保健施設	3,863	3,878	3,878	3,878	3,878
介護医療院	584	582	582	582	582
介護療養型医療施設	127	89			
認知症対応型共同生活介護	4,309	4,333	4,419	4,522	4,625
介護予防 認知症対応型共同生活介護	9	11	11	11	11
特定施設入居者生活介護	3,049	3,045	3,185	3,325	3,465
介護予防 特定施設入居者生活介護	612	634	663	692	721
地域密着型 特定施設入居者生活介護	13	12	12	12	12

※介護療養型医療施設は、令和6年(2024年)3月までの経過措置期間の満了をもって廃止

地域密着型サービスの見込み量

地域密着型サービス(施設・居住系サービスに含まれるものを除く)の見込み量は、それぞれの利用率の推移などを踏まえて推計しています。

(単位:人/月、年度平均利用者数)

	実績	見込み	推計			推計
	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和22年度 (2040年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	3,904	4,196	4,440	4,665	4,808	6,869
夜間対応型訪問介護	58	48	48	49	50	75
地域密着型通所介護	5,748	5,766	5,847	5,949	6,104	8,490
認知症対応型通所介護	633	641	652	644	664	948
介護予防 認知症対応型通所介護	3	4	4	4	4	5
小規模多機能型居宅介護	3,225	3,222	3,215	3,221	3,257	4,703
介護予防 小規模多機能型居宅介護	160	167	167	171	177	227
看護小規模多機能型居宅介護	866	1,066	1,187	1,212	1,248	1,824

次期計画における主な介護保険施設等の整備目標

次期計画における主な介護保険施設等の整備目標について

計画策定にあたって、令和6年度から令和8年度までの整備量の目標を定める。

ただし、本案は今後の庁内協議の過程で変更となる場合がある。

次期計画期間各年の整備目標

次期計画期間における介護保険施設等の主な整備目標は、民間事業者のサービス提供量等を注視しながら、中長期的な人口や要介護者数の増加を見据え、当面は次の考え方に基づき、下表のとおりとする。

		令和5年度 (2023年度) 見込み※1 (累計)	目標※2			計画期間合計	考え方
			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)		
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	定員 (人)	7,402	200	200	200	600	待機者のうち、主に在宅で、入所の必要性が高い方の推移や、近年の整備状況等を踏まえ設定
介護老人保健施設	定員 (人)	4,388	—	—	—	—	—
認知症高齢者グループホーム (認知症対応型共同生活介護)	定員 (人)	4,704	90	108	108	306	要介護認定者の伸びやそれに伴う認知症高齢者の増加等を踏まえ設定
特定施設入居者生活介護	定員 (人)	6,161	—	200	200	400	特別養護老人ホームや介護施設以外の高齢者の居住先として、今後も増加が見込まれる入居希望者数に配慮し設定
介護医療院	定員 (人)	702	—	—	—	—	—

※1 令和5年度(2023年度)末時点

※2 着工年度で計上

第 9 期（令和 6～8 年度）第 1 号介護保険料段階設定について

国の考え方（現行：第 8 期）	札幌市の考え方（現行：第 8 期）	次期（第 9 期）計画における 介護保険料段階設定について
所得水準に応じたきめ細やかな保険料設定 (1) 標準段階の 9 段階化 (2) 本人課税層の段階設定の弾力化 本人課税層の第 6 段階以上について、市町村の判断により弾力化 (3) 低所得者に対する保険料の軽減 給付費の 5 割の公費とは別枠で公費を投入し、低所得者の保険料の軽減を強化	(1) 所得段階を第 7 期に引き続き 13 段階とする (2) 低所得者の第 1 号保険料の軽減継続 高齢化の進行に伴う保険料水準の上昇と、国の低所得者対策強化を踏まえ、第 1 段階から第 3 段階の基準額に乗じる割合の引き下げ。引き下げた分については、給付費の 5 割の公費とは別枠で公費を投入し、保険料の軽減強化	(1) 所得段階を第 8 期に引き続き 13 段階とする (2) 低所得者の第 1 号保険料の軽減 国において、低所得者の保険料上昇を抑制する観点から、低所得者の標準乗率の引下げについて年末までに結論を得るとされている。札幌市においては、国の動向を踏まえ検討中。

保険料段階について

段階	対象者	負担割合
第 1 段階	生活保護を受給している方、中国残留邦人等の方々のための支援給付を受けている方、 老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	検討中
第 2 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	
第 3 段階	世帯全員が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	
第 4 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 × 0.90
第 5 段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、 本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	基準額
第 6 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	基準額 × 1.15
第 7 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	基準額 × 1.25
第 8 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	基準額 × 1.50
第 9 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	基準額 × 1.75
第 10 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	基準額 × 2.00
第 11 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	基準額 × 2.10
第 12 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	基準額 × 2.20
第 13 段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	基準額 × 2.30

保険料段階設定のイメージについて

